

ジェイリース 住宅確保要配慮者プラン改定

保証対象を一般賃貸などに拡大

改正住宅セーフティネット法に対応

家賃債務保証大手のジェイリースは7月16日から、家賃債務保証商品「住宅確保要配慮者プラン」を改定し、保証対象となる物件を拡大した。

昨年10月施行の改正住宅セーフティネット法を踏まえ、従来の対象であるセーフティネット登録住宅に加え、法改正に伴い創設された居住サポート住宅（入居後の見守りや福祉サービスへのつながりま

でを備えた国の認定住宅）と一般の民間賃貸住宅も新たに保証対象に追加し、住宅確保要配慮者の住まいの選択肢拡大を図る。

同社は昨年12月に住宅確保要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者として国土交通大臣の認定を取得。今年2月には居住支援法人の指定エリアが全国20都府県となった。今回の改定により、住宅確保

要配慮者はセーフティネット登録住宅だけでなく、居住サポート住宅や一般の民間賃貸住宅でも保証を利用できるようになった。ただし、利用には所定の条件がある。

プラン改定の背景には、高齢者などの受け入れに対する貸主側の不安がある。国土交通省の調査では、高齢者の入居を制限する理由として「居室内での死亡事故等に対する不安」が約9割を占め、「家賃の支払いに対する不安」は1・3%にとどまる。こうした不安に対応するため、同社は、家賃債務保証に加え、高

齢者見守りサービスや居室内死亡補償サービス、緊急駆け付けサービス、死後事務委任サービスなども提供し、借り手と貸し手双方の不安軽減につなげる。今後も認定家賃債務保証業者及び居住支援法人として、保証を通じた居住支援の充実を進める考えだ。